

地域包括支援センター等の整備について

第5期長野市介護保険事業計画では平成26年度までの地域包括支援センターの設置目標数を17か所（平成25年度末設置数は16か所）、センターのブランチ（在宅介護支援センター）を10か所程度（必要数）としています。

本年度は、4月にサブセンター1か所、10月にセンター4か所を民間委託により設置したほか、7月開催の運営協議会で承認された整備方針に沿い、来年度に向けてセンター整備の検討・調整を進めてきました。

新たなセンターは、平成26年10月開設を目途に募集することにします。なお、本年度内に運営協議会で委託先法人の選定等を審議いただき、来年度予算成立後に受託予定法人を決定し、十分な引継ぎ等の準備期間を確保し円滑に移行を進めていきます。

また、次期事業計画を見据え、市直営センター担当区域にセンターのブランチを設置し、相談支援体制の充実を図ります（開設時期は調整中）。

1 第5期事業計画における「基本的な方針」

- (1) 市直営のセンターを「基幹的な機能を担う地域包括支援センター」と位置付け
- (2) 委託センターに対し包括的支援事業実施に当たっての運営方針を明示
- (3) 1センター当たりの適正な対象高齢者人口をおおむね6,000人程度と設定
- (4) 在宅介護支援センターを有効的に活用し、地域包括支援センターへの移行促進

2 平成26年度の設置方針について

(1) 地域包括支援センター

高齢者人口の多い委託センター「ケアプラザわかほ」の担当区域（松代・若穂地区。高齢者数9,548人）を分割し、松代地区（高齢者数5,910人）にセンターを設置することで、委託センターの管内人口・業務量の平準化を図ります。

(2) 地域包括支援センターブランチの設置等

次期事業計画を見据え、基幹型市直営センター担当区域（信州新町・中条地区。高齢者数3,070人）にブランチを設置するとともに、基幹型センターの更なる機能強化を図り、重層的な相談支援体制を構築します。

3 新設するセンター等の運営について

- ・ 新設するセンター等は委託方式とし、委託先は公募により公正中立で適切な運営が確保される法人を選考します。
- ・ 応募対象は、市内で地域包括支援センターを設置運営している法人又は在宅介護支援センターを設置運営している法人とします。
- ・ 委託期間は単年度ごととし、運営協議会が事業内容等を評価します。

4 募集要領について

- ・ 別紙「資料1-1」【未定稿】募集要領（案）に沿い作成します。

5 選考の基準・方法・スケジュールについて

- ・ 地域包括支援センター設置運営法人選考委員会（別紙「資料1-2」設置要領を参照）を設け、書類審査及びヒアリングにより企画及び取組等を総合的に評価し、候補者を選考します。
- ・ 選考委員会は、選考の結果を運営協議会に報告し、意見を求めます。
- ・ 市は、運営協議会の意見を踏まえて、委託先法人を決定します。
- ・ 応募者がいない又は委託先法人が決定しない区域は、応募資格を法令に定める者まで拡大し再募集します。ただし、再募集においても、なお委託先法人が決定しないときは、現在の担当区域・委託先を継続するものとします。
- ・ 設置箇所数は平成26年度予算の範囲内とします。

【今後のスケジュール】（予定）

平成25年

11月22日 運営協議会において協議

12月下旬 （平成26年度予算の査定後・・・）

（又は1月上旬） 地域包括支援センター・在宅介護支援センターへ募集要領提示

平成26年

1月15日（水） 募集開始

1月31日（金） 募集締切り

2月上旬 応募者書類審査・ヒアリング（選考委員会による選考）

2月下旬 運営協議会

・ 委託法人候補の選定

3月下旬 委託法人の決定・通知（予算成立後）

4月～ 引継ぎ・利用者への周知等の開設準備

所定の従事者研修の受講

地域包括支援センター届出、指定介護予防支援事業所申請手続き等

10月1日（水） 委託契約締結・業務開始